

北海道人事委員会規則 7－1354

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則

(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特定職員 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第2号。以下「平成27年道職員改正条例」という。）附則第4項、北海道学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第30号。以下「平成27年学校職員改正条例」という。）附則第3項（市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第31号）附則第2項において準用する場合を含む。以下平成27年学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年北海道条例第34号。以下「平成27年警察職員改正条例」という。）附則第3項に規定する特定職員をいう。
- (2) 平成27年改正条例附則の規定 平成27年道職員改正条例附則第4項から第6項まで、平成27年学校職員改正条例附則第3項から第5項まで又は平成27年警察職員改正条例附則第3項から第5項までの規定をいう。
- (3) 平成18年改正条例附則の規定 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第11号。以下「平成18年道職員改正条例」という。）附則第8項から第10項まで、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第47号。以下「平成18年学校職員改正条例」という。）附則第8項から第10項まで（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第48号）附則第2項において準用する場合を含む。以下平成18年学校職員改正条例の規定について規定する場合において同じ。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年北海道条例第52号。以下「平成18年警察職員改正条例」という。）附則第8項から第10項までの規定をいう。
- (4) 経過措置額支給特定職員 特定職員であり、かつ、平成29年4月1日前に55歳に達した者であって、平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料を支給されるものをいう。
- (5) 施行日 北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第72号。以下「平成29年道職員改正条例」という。）、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第73号。以下「平成29年学校職員改正条例」という。）、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則（人事課）	1
道人事委員会規則	
○平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則.....	1
○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則.....	3
○農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	4
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	5

規 則

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年12月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第74号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例等の施行期日を定める規則
北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第72号）、
北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第73号）、
市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
（平成29年北海道条例第74号）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例（平成29年北海道条例第75号）の施行期日は、平成29年12月22日とする。

道 人 事 委 員 会 規 則

平成29年改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第74号。以下「平成29年市町村立学校職員改正条例」という。）及び北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年北海道条例第75号。以下「平成29年警察職員改正条例」という。）の施行の日をいう。

- (6) 改正後の給与条例 平成29年道職員改正条例第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）、平成29年学校職員改正条例による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）、平成29年市町村立学校職員改正条例による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）又は平成29年警察職員改正条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）をいう。
- (7) 改正前の給与条例 平成29年道職員改正条例第1条の規定による改正前の道職員給与条例、平成29年学校職員改正条例による改正前の学校職員給与条例、平成29年市町村立学校職員改正条例による改正前の市町村立学校職員給与条例又は平成29年警察職員改正条例による改正前の警察職員給与条例をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

第2条 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この規則の規定（第4条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成27年改正条例附則の規定及び平成18年改正条例附則の規定を含む。次条において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成27年改正条例附則の規定及び平成18年改正条例附則の規定を含む。以下この条及び次条において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもって当該各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料（人事委員会の定める場合におけるものに限る。）
- (2) 地域手当
- (3) 特地勤務手当
- (4) 特地勤務手当に準ずる手当
- (5) へき地手当
- (6) へき地手当に準ずる手当
- (7) 時間外勤務手当
- (8) 休日勤務手当
- (9) 夜間勤務手当
- (10) 期末手当

- (11) 勤勉手当

第3条 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与の減額（人事委員会の定めるものに限る。第5条第2項において「給与減額」という。）に当たっては、この規則の規定（次条の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成27年改正条例附則又は平成18年改正条例附則の規定による給料の特例）

第4条 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において平成27年給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1293。以下「平成27年経過措置規則」という。）第4条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成27年道職員改正条例附則第5項若しくは第6項、平成27年学校職員改正条例附則第4項若しくは第5項又は平成27年警察職員改正条例附則第4項若しくは第5項の規定による給料については、平成27年経過措置規則第4条又は第5条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

2 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において給料の切替えに伴う経過措置に関する規則（北海道人事委員会規則7-1101。以下「平成18年経過措置規則」という。）第4条第1項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成18年道職員改正条例附則第9項若しくは第10項、平成18年学校職員改正条例附則第9項若しくは第10項又は平成18年警察職員改正条例附則第9項若しくは第10項の規定による給料については、平成18年経過措置規則第4条又は第5条の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところによる。

第5条 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から道職員給与条例附則第29項第1号、学校職員給与条例附則第27項第1号（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は警察職員給与条例附則第28項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料の額との合計額（道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書（市町村立学校職員給与条例第2条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は警察職員給与条例第15条ただし書の規定の適用を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。）が、改正前の給与条例の規定による給料月額から道職員給与条例附則第29項第1号、学校職員給与条例附則第27項第1号又は警察職員給与条例附則第28項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料の額との合計額（道職員給与条例第13条ただし書、学校職員給与条例第13条ただし書又は警察職員給与条例第15条ただし書の規定の適用

を受ける職員にあってはこれらの規定の適用がないものとした場合の合計額とし、それらの合計額に1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てた額とする。)に達しないときにおける平成27年経過措置規則第6条(その者が平成27年改正条例附則の規定による給料を支給されない者である場合にあっては、平成18年経過措置規則第6条)の規定の適用については、これらの規定中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

2 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第2条各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する給与減額の額の算定の基礎となる場合における平成27年改正条例附則の規定又は平成18年改正条例附則の規定による給料については、適用しない。
(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、平成29年道職員改正条例、平成29年学校職員改正条例、平成29年市町村立学校職員改正条例及び平成29年警察職員改正条例の施行に伴う給与の支給等の特例に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7-1355

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-137)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第6条関係)

職員の区分 期間の区分	第2条第1項 第1号の職を 占める職員	第2条第1項 第2号の職を 占める職員	第2条第2項 の職を占める 職員	第2条第3項 の職を占める 職員
1 年 未 満	414,300 ^円	308,300 ^円	50,700 ^円	46,600 ^円
1 年 以 上 2 年 未 満	414,300	308,300	50,700	46,600
2 年 以 上 3 年 未 満	414,300	308,300	50,700	46,600
3 年 以 上 4 年 未 満	414,300	308,300	50,700	46,600
4 年 以 上 5 年 未 満	414,300	308,300	50,700	46,600
5 年 以 上 6 年 未 満	414,300	308,300	50,700	46,600

6 年 以 上 7 年 未 満	414,300	308,300	48,900	46,600
7 年 以 上 8 年 未 満	414,300	308,300	47,100	46,600
8 年 以 上 9 年 未 満	414,300	308,300	45,300	46,600
9 年 以 上 10 年 未 満	414,300	308,300	43,500	40,100
10 年 以 上 11 年 未 満	414,300	308,300	41,700	33,500
11 年 以 上 12 年 未 満	414,300	308,300	39,900	27,000
12 年 以 上 13 年 未 満	414,300	308,300	38,100	20,500
13 年 以 上 14 年 未 満	414,300	308,300	36,300	13,900
14 年 以 上 15 年 未 満	414,300	308,300	34,900	7,400
15 年 以 上 16 年 未 満	414,300	308,300	33,500	
16 年 以 上 17 年 未 満	409,900	305,000	32,100	
17 年 以 上 18 年 未 満	405,500	301,700	30,700	
18 年 以 上 19 年 未 満	401,100	298,400	29,300	
19 年 以 上 20 年 未 満	396,700	295,100	27,900	
20 年 以 上 21 年 未 満	392,300	291,800	26,500	
21 年 以 上 22 年 未 満	372,900	278,000	25,900	
22 年 以 上 23 年 未 満	353,100	264,000	25,300	
23 年 以 上 24 年 未 満	333,800	250,500	24,300	
24 年 以 上 25 年 未 満	314,400	236,600	23,700	
25 年 以 上 26 年 未 満	294,900	222,900	23,100	
26 年 以 上 27 年 未 満	272,200	205,300	22,500	
27 年 以 上 28 年 未 満	250,000	188,200	21,900	
28 年 以 上 29 年 未 満	227,600	170,900	21,100	
29 年 以 上 30 年 未 満	204,800	153,300	20,800	
30 年 以 上 31 年 未 満	180,000	135,300	20,400	
31 年 以 上 32 年 未 満	155,100	117,000	19,800	
32 年 以 上 33 年 未 満	130,500	99,100	18,900	
33 年 以 上 34 年 未 満	92,400	73,100	18,000	
34 年 以 上 35 年 未 満	57,100	48,800	17,300	

備考

この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第4条各号の職員となった日以後の期間を示す。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則

の規定は、平成29年4月1日から適用する。

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1356

農林漁業普及指導手当に関する規則の一部を改正する規則

農林漁業普及指導手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－232）の一部を次のように改正する。

第2条中「該当する者」の次に「（管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－267）の規定による管理職手当に係る区分が1種、2種又は3種の職を占めている職員を除く。）」を加える。

第3条を次のように改める。

（支給の要件）

第3条 農林漁業普及指導手当の支給の要件は、月の初日から末日までの間において、北海道職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年北海道条例第3号）第3条第1項、第4条及び第5条の規定により定められた週休日、同条例第9条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに給与条例第13条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等以外の日（以下「勤務を要する日」という。）のうち、給与条例第20条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事務（以下「普及事務」という。）に従事している日及び公務上の負傷若しくは疾病若しくは地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「災害補償法」という。）第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病（外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例（昭和63年北海道条例第1号）第3条第1項に規定する派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は災害補償法第2条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）、公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例（平成13年北海道条例第54号）第3条第1号に規定する派遣職員の派遣先団体（同条例第2条第3項第1号に規定する派遣先団体をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「保険法」という。）第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者の特定法人（同条第1項に規定する特定法人をいう。）の業務上の負傷若しくは疾病若しくは保険法第7条第2項及び第3項に規定する通勤による負傷若しくは疾病によるものとして承認された休暇の事由により勤務をしていない日の合計がその月の勤務を要する日の合計の2分の1以上となるよう、普及事務に従事してい

ることとする。

2 給与条例第5条第11項に規定する再任用短時間勤務職員、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「（以下「勤務を要する日」とあるのは「における給与条例第5条第11項に規定する再任用短時間勤務職員、北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成4年北海道条例第3号）第15条第1項に規定する育児短時間勤務職員等又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第18条第1項若しくは一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）第4条の規定により採用された短時間勤務職員として勤務を要する時間（以下「勤務を要する時間」と、「従事している日」とあるのは「従事している時間」と、「勤務をしていない日」とあるのは「勤務をしていない時間」と、「その月の勤務を要する日」とあるのは「その月の勤務を要する時間」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の農林漁業普及指導手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1357

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則7－267）の一部を次のように改正する。

別表第2アの表8級の項中「116,900円」を「117,000円」に改める。

別表第2イの表9級の項中「118,900円」を「119,000円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の管理職手当に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1358

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則7－280）の一部を次のように改正する。

第29条の8第1項第1号中「100分の99.5以上100分の170」を「100分の104.5以上100分の180」に、「100分の125.5以上100分の210」を「100分の128.5以上100分の220」に改め、同項第2号中「100分の91.5以上100分の99.5」を「100分の96.5以上100分の104.5」に、「100分の114.5以上100分の125.5」を「100分の117.5以上100分の128.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の83.5」を「100分の88.5」に、「100分の103.5」を「100分の108.5」に改める。

第29条の8の2第1号中「100分の41」を「100分の43.5」に、「100分の51」を「100分の53.5」に改め、同条第2号及び第3号中「100分の39.5」を「100分の42」に、「100分の49.5」を「100分の52」に改める。

別表第2医療職給料表(3)の項中「の職員及び6級の職員（人事委員会が定める職員を除く。）」を「及び6級の職員」に改め、「6級の職員（人事委員会が定める職員に限る。）並びに」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定は、平成29年4月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年12月22日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

北海道人事委員会規則7－1359

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則7－405）の一部を次のように改正する。

別表第7イの表2級の欄中

78	77
79	78
80	78
81	79
81	79
82	80
82	80
83	81
83	82
84	83

を に改める。

別表第7ウの表4級の欄中

42	42
43	42
43	42

を に、

43	43
44	43

を に改める。

別表第7エの表2級の欄中

62	61
62	62
62	62
62	62
62	62
63	62
63	62
63	63
63	63
63	63
63	63
64	63
64	63
64	63

を に、

65	64
65	64
65	64
65	64
65	65
65	65
66	65
66	65
66	65

を に、

67	66
67	66
67	67
67	67
67	67
67	67
67	67
68	67

を に改める。

別表第7オの表2級の欄中

66	65
66	66
66	66
66	66
66	66
67	66
67	66

を に、

67	67
68	67
68	67
68	67

を に、

69	68
69	68
70	68
70	68
71	69

を に改める。

54	53
55	54
56	54
57	55
57	55

別表第7カの表2級の欄中

57
58
58
58
59
59
59
60

を

56
56
57
57
58
58
59
59

に改め、同表3級の欄中

34
34
34
35
35

を

33
34
34
34
34

に、

36
36
36
37
37
37
37
38
38
38

を

35
35
35
36
36
36
37
37
37
37

に、

39
39
39
39
39
40

を

38
38
39
39
39
39
39

に改める。

別表第7キの表2級の欄中

29
29
29
30
30

を

28
29
29
29
29

に、

31
31
31
32
32
33
33
33

を

30
30
30
31
31
31
32
32

に改める。

34
35
36
37
37

33
34
34
35
35

別表第7クの表2級の欄中

38
38
39
39
40

を

36
36
37
38
39

に改める。

別表第7ケの表2級の欄中

78
79
80
81
81
81
81

を

77
78
78
79
79
80
80

に、

81
82
82
82

を

81
81
81
81

に、

83
83
83
83
83
84

を

82
82
83
83
83
83

に改める。

別表第7の2イの表1級の欄中

85
86
87
88
90
92
94

を

86
88
90
92
93
94
95

に改める。

別表第7の2ウの表3級の欄中

102
107

を

104
108

に改める。

別表第7の2エの表1級の欄中

117
122
127
132
138
144
150

を

118
124
130
136
141
146
151

に改め、同表2級の欄中

「 73 」を「 74 」に改める。

別表第7の2オの表1級の欄中

102
108
114
120
122
124

を

103
110
117
124
125
125

に改め、同表2級の欄中

「

82
83

」を「

83
84

」に改める。

別表第7の2カの表1級の欄中

97
98
99
100
103
106
109

を

98
100
102
104
106
108
110

に改め、同表2級の欄中

「

83
86
89
92
96
100
105

」を「

84
88
92
96
99
102
106

」に改める。

別表第7の2キの表1級の欄中

50
53
56
59
62

を

51
55
59
63
65

に改める。

別表第7の2クの表1級の欄中

57
58
59
60
62
64
66

を

58
60
62
64
65
66
67

に改める。

別表第7の2ケの表1級の欄中

101
102
103
104
109
114
119

を

102
104
106
108
112
116
120

に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 平成29年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸がこの規則による改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員の当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。